

！重要

「米国に納税義務のある米国人等」に該当する方は、「はい」を選択のうえ、米国の内国歳入庁(IRS)に登録している、英表記のお名前、ご住所、そして米国納税者番号(TIN: Taxpayer Identification Number)をご登録ください。前記以外の方は、「いいえ」を選択してください。

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお知らせ

【米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の概要】

弊社では、2014年7月1日より、米国において成立した外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)に係る個人のお客様への手続きを開始することとなります。

FATCAは、米国人等(米国居住者・米国市民権保有者・米国永住権保有者)や米国法人等による租税回避を防止するためにつくられた法律であり、米国以外の国の金融機関に対して、下記に該当するお客様の口座情報を米国内国歳入庁(以下、「IRS」といいます。)に報告することを求めています。

また、日本の金融庁及び国税庁からも、日本の金融機関に対して、FATCAを順守することを要請されております。米国における納税義務のある米国人等(米国居住者・米国市民権保有者・米国永住権保有者)に該当する場合は、報告義務があります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に係る米国納税義務に関する詳細説明】

米国に納税義務がある米国人等(米国居住者・米国市民権保有者・米国永住権保有者)に該当する場合、米国への納税義務が生じ、IRS(米国内国歳入庁)へ報告が必要となります。

米国居住者の判定については、下記を参考に、該当するか否か判断してください。

→米国居住者に該当するかどうかは、原則として実質的な米国の「●滞在日数の計算」(下記参照)に基づいて判定されます。ただし、この判定には「★例外」(下記参照)がありますので、ご注意ください。

(●滞在日数の計算)

実際にアメリカに滞在する日数に関して、下記の①と②の両方に該当する場合、その年の滞在の初日から居住者として取り扱われます。

①当該暦年中の滞在日数が累計で31日以上であること

②下記の合計日数が183日以上であること

当該暦年中の滞在日数 + (前暦年中の滞在日数の1/3) + (前々暦年中の滞在日数の1/6)

(★例外)

下記に掲げるビザでの滞在は備考の扱いとなり、滞日に日数から除外される場合があります。

ビザ(査証)種類	備考
A ビザ(外交官)	非居住者(年数制限なし)
F ビザ(学生)	(学生の場合) 入国から5年間は非居住者、5年経過後には上記滞在日数の計算により判定 (教授および研究者) 入国から2年間は非居住者、2年経過後には上記滞在日数の計算により判定
J ビザ(交流訪問者)	
M ビザ(専門学校学生)	
Q ビザ(交換訪問者)	